

荒川区指定喫煙場所設置等助成金交付要綱実施細目

(主旨)

第1 この細目は、荒川区指定喫煙場所設置等助成金交付要綱（令和5年4月1日4荒環環第2899号）（以下「要綱」という。）の実施に必要な事項を定める。

(維持管理経費助成対象細目)

第2 要綱別表第2維持管理経費の項に規定する助成対象経費の内容は、次のとおりとする。

(1) 設備及び備品の保守に要する経費

指定喫煙場所内に設置している高効率集塵脱臭装置、エアコン、防犯カメラ等の保守・修理費用を助成対象経費とする。

(2) 電気代

指定喫煙場所に係る電気代が、次のア又はイに掲げる場合に並び、当該ア又はイに掲げる金額を助成対象経費とする。

ア 指定喫煙場所の電気代が、電気メーター等から個別に算出できる場合

個別に算出した指定喫煙場所に係る電気代の金額

イ 指定喫煙場所の電気代が、電気メーター等から個別に算出できない場合

併設された店舗等全体の電気代の金額に店舗等全体の床面積に占める指定喫煙場所の床面積の割合を乗じて得た金額

(3) 火災保険料

指定喫煙場所に係る火災保険料が、次のア又はイに掲げる場合に並び、当該ア又はイに掲げる金額を助成対象経費とする。

ア 指定喫煙場所に係る部分のみを補償対象とする火災保険の場合

当該保険料の金額

イ 併設された店舗等全体を補償する火災保険の場合であって、指定喫煙場所に係る部分とその他の部分の保険料の区分が明確である場合

当該保険料の指定喫煙場所に係る分の金額

(4) 清掃及びごみの処理に要する経費

指定喫煙場所に係る清掃及びごみの処理に要する経費が、次のアからウまでに掲げる場合に並び、当該アからウまでに掲げる金額を助成対象経費とする。

ア 指定喫煙所に係る清掃及びごみの処理を個別に委託している場合

当該清掃及びごみの処理に係る経費の金額

イ 併設された店舗等全体の清掃及びごみの処理を委託している場合

併設された店舗等全体の清掃及びごみの処理に係る経費に店舗等全体の床面積に占める指定喫煙場所の床面積の割合を乗じて得た金額

ウ 従業員が店舗全体の清掃活動の一環として指定喫煙場所の清掃を行う場合

指定喫煙場所の清掃及びごみ処理に使用した消耗品の購入に要した金額

(5) その他

上記以外で、指定喫煙場所の維持管理に必要な経費が発生し、維持管理費として申請を希望する場合は、事前に区へ相談すること。

附 則

この細目は、令和7年4月1日から適用する。